特記什樣書

第1条 適用

この仕様書は、韮崎市が発注する「韮崎市民交流センター3階テナント内装一部改修工事」に適用する。

第2条 工事範囲

・韮崎市民交流センター ニコリ 3階 テナントE、テナント4

第3条 共通仕様書等

この工事は、令和7年10月 山梨県土木部監修「建設工事必携」に基づき行なうものとする。

図面及び特記仕様書に記載されていない事項すべて、国土交通大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書」及び「公共建築 改修工事標準仕様書」、「建築物解体工事共通仕様書・同解説」等の最新版によること。

第4条 工事概要

本工事の概要は、別紙のとおりである。

第5条 工程関係

※工事対象施設は不特定多数の利用者が見込まれる施設であるため、工事に際して、施設管理者との工程協議を事前に行うこと ※作業に関して、施設利用制限が生じる場合は、事前に協議を行うこと。

※テナントEに関しては、令和8年1月31日までに部分引渡しを行うこと。

第6条 安全訓練等の実施

本工事の施工に際し、現場に即した安全・訓練等について、工事着手後原則として作業員全員の参加により月当たり半日以上の時間を割当て、下記の項目から実施内容を選択し安全訓練等を実施するものとする。

- 1. 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
- 2. 本工事内容等の周知徹底
- 3. 本工事安全施工技術指針等の周知徹底
- 4. 本工事における災害対策訓練
- 5. 本工事で予想される事故対策
- 6. その他、安全訓練等として必要な事

第7条 安全訓練等に関する施工計画書の作成

施工に先立ち作成する施工計画書に、本工事の内容の応じた安全訓練等の具体的な計画を作成し、監督員に提出するものとする。

特記仕様書

第8条 安全訓練等の実施状況報告

安全訓練等の実施状況を写真又は、工事報告(工事月報)に記録し、工事完成時に書類とともに報告するものとする。 なお、工事期間中であっても監督員が実施状況の確認を必要とする場合は、速やかに中間報告をするものとする。

第9条 現場における安全対策

本工事においては、現地の状況を十分把握し安全性、施工性、細部構造等の検討を行い、請負者の責任において施工するものをする。また、工事区域内に進入しないようバリケードや歩行者通路を確保すること。その他、事故が発生しないよう十分な安全対策を行い、対応すること。

また、労働安全衛生規則を遵守し、労働基準監督署に届けの必要がある場合はその写しを施工計画書に添付すること。

第10条 再生資源利用計画

本工事において請負者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督員に写しを提出しなければならない。 また、請負者は、法令等に基づき、再生資源利用計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

第11条 再生資源利用促進計画

本工事において請負者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督員に写しを提出しなければならない。また、請負者は、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

第12条 再生資源利用計画 (実施) 書及び再生資源利用促進計画 (実施) 書の提出

本工事は、建設副産物実態調査の対象工事であり、請負者は国土交通省のホームページから「建設リサイクル報告様式(計画書・ 実施書)(Excel 様式)」の最新バージョンをダウンロードし、作成出力した再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を出 力し、1部(紙)を施工計画書に添付し、監督員に提出するものとする。

工事完了後は速やかに、当初入力した工事データを実績値に修正した再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を出力し、 1部(紙)を完成書類に添付し、また、電子データを CD-R 等により監督員に提出するものとする。

なお、入力した工事データは自社で1年間保管するものとする。

特記仕様書

第13条 建設副産物の搬出

本工事から発生したアスファルト・コンクリート塊等は、最終処分施設に搬入するものとし、その他の物も適正に処理すること。 なお、運搬に先立ち、受け入れ条件等を確認し、建設副産物処理状況証明書・マニュフェスト E 票の写しを監督員に提出すること。 と。また、処分施設への搬入時、運搬車両(ステッカー等)を写真撮影し、運搬経路図と共に監督員に提出すること。

第14条 建設副産物 (残土・廃材) 処理状況表

本工事より発生する建設副産物については、指定及び任意処分に係わらず処理状況表に記載すること。

中間処理の場合は、処理業者名、運搬経路、運搬距離、処理量(地山量)等を処理表に記入し、積み下ろし状況写真も添付すること。最終処分の場合は、処分地の宛名名、運搬経路、運搬距離、処理量(地山量)等を処理表に記入し、積み下ろし状況写真及び 見取平面図(横断図含む)を添付すること。

第15条 排出ガス対策型建設機械について

本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は、「排出ガス対策型建設機械指定要領(H3.10.8付建設省経機発第249号最終改正H22.3.18付国総施環第291号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械、又は平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」またこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械(黒煙浄化装置付)を使用するものとする。但し、これにより難い場合は、監督員と協議の上設計変更するものとする。

第16条 工事打合簿

本工事に関する提出物及び、協議、承諾は、全て市指定の工事打合簿に添付し、その都度監督員に提出し、指示を受けること。

第17条 施工体制台帳

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に基づき、施工体制台帳を提出すること。

第18条 関連法令等の遵守

請負者は、建設工事安全施工技術指針(平成7年5月25日国土交通省営監発第13号)、建設工事公衆災害防止対策要綱建築工事編(平成5年1月12日国土交通省経建発第1号)、建設副産物適正処理推進要綱(平成10年12月1日国土交通省経建発第333号)及び騒音振動対策技術指針(昭和51年3月2日国土交通大臣官房技術審議官通達)並びに関連法令等を遵守するものとする。

第19条 関係機関との連携

請負者は、所轄警察署、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、工事中の安全の確保に努めるものとする。

特記仕様書

第20条 工事用カルテ

工事請負金額(税込)が5百万円以上の工事について、JACICに「工事実績データベース」登録したカルテの写しを1部提示すること。また、登録に際し、事前に監督員に確認を受けること。

第21条 段階確認の計画書作成

請負者は工事着工前において、段階確認事項を確認、整理し、段階確認予定時期を記した段階確認工程表を作成し、施工計画書に 含めて提出すること。

第22条 段階確認時の注意事項

請負者は段階確認において、検査(確認)部分の出来形が確認出来る資料を事前に作成し、監督員に提出すること。

第23条 社内検査の実施

請負者は、段階確認を受ける前及び、工事完成後には必ず社内検査を実施し、設計図書どおりの施工がなされているか事前確認すること。また、検査結果についてはそれぞれ完成書類に添付すること。

第24条 高度技術及び創意工夫

請負者は、工事施工において自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目または地域社会への貢献として評価できる項目について、工事完了時までに所定の様式により提出することができる。

第25条 電子納品作成要領

本工事の竣工書類の一部(工事写真)は、通常の紙媒体書類での提出もしくは電子データにて提出することを、監督員と協議した うえでどちらか選択し、納品することができる。また、納品する電子データについては、「山梨県県土整備部 電子納品要領」及 び「山梨県県土整備部 電子納品運用マニュアル」に従い作成する。

第26条 その他

その他、疑義が生じた場合は、その都度監督員と工事打合簿により協議するものとする。